

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【公表番号】特表2015-515689(P2015-515689A)

【公表日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-035

【出願番号】特願2015-504695(P2015-504695)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 3 4 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月18日(2016.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1以上のコンピューティングシステムが、

ソーシャルネットワーキングシステムにおいてビデオコンテンツプロバイダシステムから、前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたユーザ識別子を含む要求を受信する、要求受信ステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおける前記ユーザの1以上のつながりによって生成されたストーリについて前記ソーシャルネットワーキングシステムのソーシャルグラフにクエリを行うステップであって、前記ソーシャルグラフは、複数のノードと、前記ノード同士をつなげているエッジとを備え、前記ノードは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの特定のユーザに各々関連付けられたユーザノードを含み、前記ユーザノードの間のエッジは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの前記ユーザ同士の関係を識別する、クエリステップと、

前記ビデオコンテンツプロバイダによって前記ユーザに提供されるサービスに関連して使用されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムから前記ストーリのうちの1以上を送信する、ストーリ送信ステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおいて前記ビデオコンテンツプロバイダから、前記ユーザが現在、特定のコンテンツを観ていることを示す新たなストーリを前記ソーシャルネットワーキングシステム上に投稿するためのユーザインタフェース要素を前記ユーザが選択したことを示す標識を受信するステップであって、前記ユーザインタフェース要素は、前記特定のコンテンツが観られていることに伴って表示されている、ステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムが、前記ユーザに関連付けられたユーザノードと、前記ユーザが現在観ている前記特定のコンテンツに関連付けられたコンテンツノードとの間に前記ソーシャルグラフにおける新たなエッジを生成するステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおいて前記ビデオコンテンツプロバイダから、前記ユーザが将来的に観るもの前記ユーザがさらなる明示のアクションをすることなく受動的に共有するオプションを前記ユーザが選択したことを示す標識を受信するステップと、

前記ユーザが将来的に観るもの前記ユーザが選択したことを示す標識を受信する

ことを示す標識を受信した後に、前記ソーシャルネットワーキングシステムが、前記ユーザが新たなコンテンツを観るに際し前記ソーシャルネットワーキングシステム上に新たなストーリを自動的に投稿するステップであって、各新たなストーリは、前記特定のコンテンツが前記ユーザによって観られていることを示す標識を含み、前記新たなストーリは、前記ユーザが所定の時間より長く前記新たなコンテンツを継続的に観た場合に限り、自動的に前記ソーシャルネットワーキングシステム上に投稿される、ステップと、を含む方法。

【請求項 2】

前記ビデオコンテンツプロバイダは、マルチサービスオペレータ（MSO）を含み、前記ビデオコンテンツは、ケーブル番組を含み、

前記ストーリは、特定のビデオコンテンツを観ていることに対応するアクションを含み、
前記ストーリ送信ステップは、前記 1 以上のストーリを、電子番組案内（EPG）の中で前記ストーリが提示されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたセットトップボックスに送信するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記ストーリは、特定のコンテンツオブジェクトに対して「いいね！」と表明している前記ユーザのつながりを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記ストーリは、特定のコンテンツオブジェクトを観ている前記ユーザのつながりを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記ストーリは、将来的に閲覧するために特定のコンテンツオブジェクトをキューに入れる前記ユーザのつながりを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記クエリは、1 以上のコンテンツ識別子を含む方法であって、
コンテンツオブジェクトデータベースにアクセスするステップと、
前記コンテンツ識別子のうちの 1 以上の識別子のそれぞれと前記コンテンツオブジェクトデータベースの中のコンテンツオブジェクトとのマッチングを行うステップと、をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記クエリステップは、前記 1 以上のコンテンツオブジェクトに関して前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザのつながりによって生成されたストーリを求めて前記ソーシャルグラフを検索するステップを含む、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

1 以上のコンピューティングシステムにおける 1 以上の非一時的コンピュータ可読記憶媒体であって、前記媒体は、ロジックを具現化しており、前記ロジックは、実行されるとき、

ソーシャルネットワーキングシステムにおいてビデオコンテンツプロバイダシステムから、前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたユーザ識別子を含む要求を受信するステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおける前記ユーザの 1 以上のつながりによって生成されたストーリについて前記ソーシャルネットワーキングシステムのソーシャルグラフにクエリを行うステップであって、前記ソーシャルグラフは、複数のノードと、前記ノード同士をつなげているエッジとを備え、前記ノードは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの特定のユーザに各々関連付けられたユーザノードを含み、前記ユーザノードの間のエッジは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの前記ユーザ同士の関係を識別する、クエリステップと、

前記ビデオコンテンツプロバイダによって前記ユーザに提供されるサービスに関連して

使用されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムから前記ストーリのうちの1以上を送信するステップと、

前記ユーザに関連付けられたユーザノードと、前記ユーザが現在観ている前記特定のコンテンツに関連付けられたコンテンツノードとの間に前記ソーシャルグラフにおける新たなエッジを生成するステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおいて前記ビデオコンテンツプロバイダから、前記ユーザが将来的に観るもの前記ユーザがさらなる明示のアクションをすることなく受動的に共有するオプションを前記ユーザが選択したことを示す標識を受信するステップと、

前記ユーザが将来的に観るもの受動的に共有するオプションを前記ユーザが選択したこと示す標識を受信した後に、前記ソーシャルネットワーキングシステムが、前記ユーザが新たなコンテンツを観るに際し前記ソーシャルネットワーキングシステム上に新たなストーリを自動的に投稿するステップであって、各新たなストーリは、前記特定のコンテンツが前記ユーザによって観られていることを示す標識を含み、前記新たなストーリは、前記ユーザが所定の時間より長く前記新たなコンテンツを継続的に観た場合に限り、自動的に前記ソーシャルネットワーキングシステム上に投稿される、ステップとを行わせる、媒体。

【請求項9】

前記ビデオコンテンツプロバイダは、マルチサービスオペレータ(MSO)を含み、前記ビデオコンテンツは、ケーブル番組を含み、

前記ストーリは、特定のビデオコンテンツを観ていることに対応するアクションを含み、

ストーリを送信することは、前記1以上のストーリを、電子番組案内(EPG)の中で前記ストーリが提示されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたセットトップボックスに送信するステップを含む、請求項8に記載の媒体。

【請求項10】

前記ストーリは、特定のコンテンツオブジェクトに対して「いいね！」と表明している前記ユーザのつながりを含む、請求項8に記載の媒体。

【請求項11】

前記ストーリは、特定のコンテンツオブジェクトを観ている前記ユーザのつながりを含む、請求項8に記載の媒体。

【請求項12】

前記ストーリは、将来的に閲覧するために特定のコンテンツオブジェクトをキューに入れる前記ユーザのつながりを含む、請求項8に記載の媒体。

【請求項13】

前記クエリは、1以上のコンテンツ識別子を含む、媒体であって、

前記ロジックは、実行されたとき、

コンテンツオブジェクトデータベースにアクセスするステップと、

前記コンテンツ識別子のうちの1以上の識別子のそれぞれと前記コンテンツオブジェクトデータベースの中のコンテンツオブジェクトとのマッチングを行うステップと、をさらに行わせる、請求項8に記載の媒体。

【請求項14】

前記クエリステップは、前記1以上のコンテンツオブジェクトに関して前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザのつながりによって生成されたストーリを求めて前記ソーシャルグラフを検索するステップを含む、請求項8に記載の媒体。

【請求項15】

1以上のプロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能な命令を備え、前記プロセッサに結合されているメモリと、を備え、前記命令が実行されるとき、前記プロセッサは、

ソーシャルネットワーキングシステムにおいてビデオコンテンツプロバイダシステムか

ら、前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたユーザ識別子を含む要求を受信するステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおける前記ユーザの1以上のつながりによって生成されたストーリについて前記ソーシャルネットワーキングシステムのソーシャルグラフにクエリを行うステップであって、前記ソーシャルグラフは、複数のノードと、前記ノード同士をつなげているエッジとを備え、前記ノードは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの特定のユーザに各々関連付けられたユーザノードを含み、前記ユーザノードの間のエッジは、前記ソーシャルネットワーキングシステムの前記ユーザ同士の関係を識別する、ステップと、

前記ビデオコンテンツプロバイダによって前記ユーザに提供されるサービスに関連して使用されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムから前記ストーリのうちの1以上を送信するステップと、

前記ユーザに関連付けられたユーザノードと、前記ユーザが現在観ている前記特定のコンテンツに関連付けられたコンテンツノードとの間に前記ソーシャルグラフにおける新たなエッジを生成するステップと、

前記ソーシャルネットワーキングシステムにおいて前記ビデオコンテンツプロバイダから、前記ユーザが将来的に観るもの前記ユーザがさらなる明示のアクションをすることなく受動的に共有するオプションを前記ユーザが選択したことを示す標識を受信するステップと、

前記ユーザが将来的に観るもの受動的に共有するオプションを前記ユーザが選択したことを示す標識を受信した後に、前記ソーシャルネットワーキングシステムが、前記ユーザが新たなコンテンツを観るに際し前記ソーシャルネットワーキングシステム上に新たなストーリを自動的に投稿するステップであって、各新たなストーリは、前記特定のコンテンツが前記ユーザによって観られていることを示す標識を含み、前記新たなストーリは、前記ユーザが所定の時間より長く前記新たなコンテンツを継続的に観た場合に限り、自動的に前記ソーシャルネットワーキングシステム上に投稿される、ステップとを行わせる、システム。

【請求項16】

前記ビデオコンテンツプロバイダは、マルチサービスオペレータ(MSO)を含み、前記ビデオコンテンツは、ケーブル番組を含み、

前記ストーリは、特定のビデオコンテンツを観ていることに対応するアクションを含み、

ストーリを送信することは、前記1以上のストーリを、電子番組案内(EPG)の中で前記ストーリが提示されるように前記ソーシャルネットワーキングシステムのユーザに関連付けられたセットトップボックスに送信するステップを含む、請求項15に記載のシステム。

【請求項17】

前記ストーリは、
特定のコンテンツオブジェクトに対して「いいね！」と表明している前記ユーザのつながり、

特定のコンテンツオブジェクトを観ている前記ユーザのつながり、および、
将来的に閲覧するために特定のコンテンツオブジェクトをキューに入れる前記ユーザのつながり、のうちの1以上を含む、請求項15に記載のシステム。

【請求項18】

前記クエリは、1以上のコンテンツ識別子を含む、システムであって、
前記ロジックは、実行されたとき、
コンテンツオブジェクトデータベースにアクセスするステップと、
前記コンテンツ識別子のうちの1以上の識別子のそれぞれと前記コンテンツオブジェクトデータベースの中のコンテンツオブジェクトとのマッチングを行うステップと、をさらに行わせる、請求項15に記載のシステム。